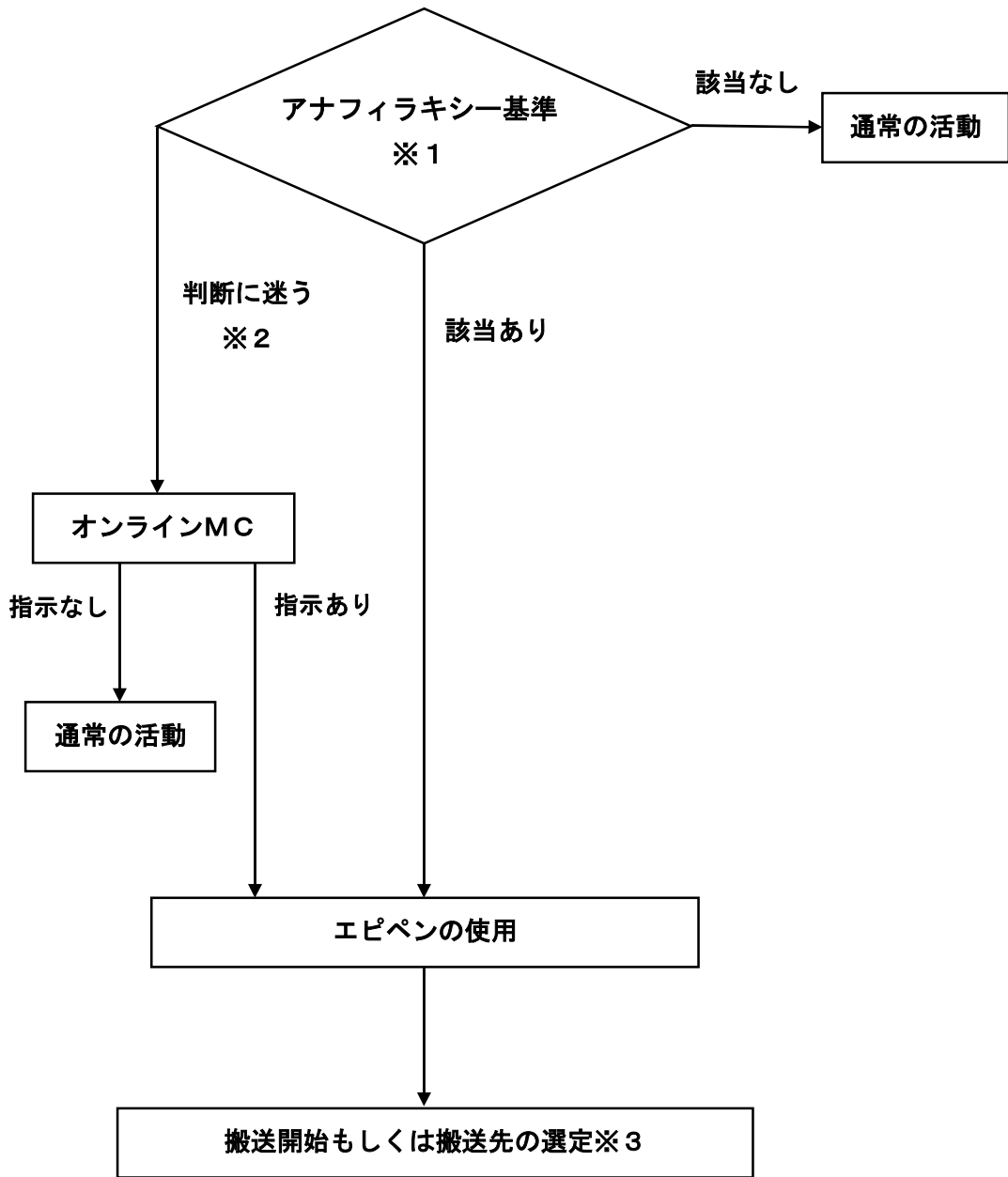


アナフィラキシーに対する自己注射が可能なエピネフリン製剤の使用に関するプロトコル



(細則) アナフィラキシーに対する自己注射が可能なエピネフリン製剤の使用

## 1 対象

自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペン<sup>®</sup>）の処方を受け、所持している傷病者。

## 2 適応（※1）

(1) 自己注射が不可能な場合。（注1）

(2) 以下のア、イ2つの基準のいずれかを満たしていること。

ア 皮膚、粘膜、またはその両方の症状（全身性の蕁麻疹、掻痒または紅潮、口唇・舌・口蓋垂の腫脹など）が急速に（数分～数時間で）発症した場合。さらに、少なくとも次の1つを伴う。

(ア) 気道/呼吸

重度の呼吸器症状（呼吸困難、呼気性喘鳴・吸気性喘鳴、低酸素血症、激しい咳嗽など）

(イ) 循環器

血圧低下（注2）または臓器不全に伴う症状（筋緊張低下[虚脱]、失神、失禁など）

(ウ) その他

重度の消化器症状（重度の痙攣性腹痛、反復性嘔吐など[特に食物以外のアレルゲンへの暴露後]）

イ 典型的な皮膚症状を伴わなくても、当該患者にとって既知のアレルゲンまたはアレルゲンの可能性がきわめて高いものに曝露された後、血圧低下または重度の呼吸器症状または喉頭症状（注3）が急速に（数分～数時間で）増悪した場合。

注1 当該傷病者が、エピペン<sup>®</sup>を使用しないと判断した後に、症状が増悪し自己注射が不可能となった場合も含める。

注2 血圧低下は、本人のベースライン値に比べて30%を超える収縮期血圧の低下がみられる場合、または以下の場合と定義する。

- ・成人は、収縮期血圧が90mmHg未滿
- ・乳児および10歳以下の小児は、収縮期血圧が（70+[2×年齢（歳）]）mmHg未滿

注3 喉頭症状は、吸気性喘鳴、変声、嚥下痛など。

### 3 エピペン<sup>®</sup>の使用時の確認事項

- (1) 通常の救急活動と同様に、反応（意識）、呼吸、循環の観察と適切な処置を行う。
- (2) 判断に迷った場合には、必要に応じて on line MC を活用する。（※2）
- (3) エピペン<sup>®</sup>を使用した場合は、使用状況や使用後の容態等について、搬送先医療機関の医師等に確実に報告する。（※3）

H21.6.19 策定

H21.10.2 名称改訂

R5.3.23 一部改訂

R6.3.25 一部改訂